



鳥取市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) のお知らせ

鳥取市では、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、鳥取市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

❁実施期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

❁対 象 鳥取市に住民票があり、保育所等を利用していない
生後6か月から満3歳未満のこども

❁実施施設 公立保育所4園
（富桑保育園・美和保育園・さつき保育園・ひかり保育園）
私立保育所等10園
5月1日開始（よねさと保育園・わかば台こども園・むつみこども園・
浜坂保育園・城北こども園・アートチャイルドケア北園くれよん保育園・
大覚寺ひまわり保育園）
6月1日開始（こども園かける）
7月1日開始予定（白兔保育園）
10月1日開始予定（こやまこども園）

❁利用時間 平日9時～16時（月10時間を上限）
※実施施設により、この時間内で利用時間が異なる場合があります。

❁利 用 料 こども一人あたり1時間300円
※給食費等は各実施施設で設定された料金を別途徴収。

❁利用の申込み とっとり電子申請サービス（鳥取市）により申請。

❁利用の流れ うら面をご覧ください

<申込フォーム>



<鳥取市公式ホームページはこちら>



❁ 利用の流れ

1 利用申込み

① とっとり電子申請サービス(鳥取市)の対象者
認定申請フォームから申請

- ▶ 初回利用希望日の3週間前までに申請が必要です。
- ▶ 幼児保育課の窓口(駅南庁舎1階4番窓口)での受付も可能です。

② 鳥取市から申請書に記載のメールアドレスに施設の利用予約等に使用するシステム(こども誰でも通園制度総合支援システム)の利用に必要なIDを発行。
IDが届いたら、システムにログインし、お子様の情報の入力を行う

- ▶ 申請からID発行までに、通常1週間程度かかります。

◆本事業を初めて利用する場合
または、
◆利用したことがない園を利用希望する場合

◆既に面談をした園を
2回目以降利用する場合

2 面談・利用予約、面談

① システムから利用希望の園に初回面談を予約(施設の枠に空きがあれば同時に利用予約も可能)

- ▶ 利用希望日の10日前までに予約が必要です。
- ▶ 事前親子面談は、利用希望日の1週間前まで(平日)に行う必要があります。

② 予約を行った園で親子面談を実施

- ▶ お子様のアレルギーの有無や発育状況など、利用時の安全確保等に必要な情報を確認させていただきます。

2 利用予約

① システムから利用希望の園に利用予約を行う

- ▶ 利用希望日の1週間前までに予約が必要です。

※別の園を利用する場合は、園ごとで面談が必要です。
※面談等の予約期限は園によって異なる場合がありますので、各施設のホームページなどでご確認ください。

3 利用当日

① 登園し、園が提示する二次元コードを読取

② 利用

③ 利用終了時に、園が提示する二次元コードを読取
・利用料支払い

❁ 対象者認定後に鳥取市へ手続きが必要な場合

(1) 認定を受けた内容に変更がある場合(例えば 氏、住所、電話番号など)
→対象者認定変更届出書 を提出してください。

(2) 認定要件に該当しなくなる又はなった場合(例えば 入所・入園、転出など)
→対象者認定消滅申請書 を提出してください。



<変更届出書>



<消滅申請書>

❁ 実施施設の詳細

おもての鳥取市公式ホームページよりご確認ください。

【この事業に関する問い合わせ先】

鳥取市役所 幼児保育課(駅南庁舎1階4番窓口) 0857-30-8236(課代表)